

※ 裁判手続着手対象者の個別審議（非公開）の際に用いた資料を、公開用に修正したものです。プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しています。

裁判手続着手対象者の具体的な状況について

裁判着手の要件への適合状況、相手方の確認、裁判手続については、これまでの監理委員会で確認された「裁判手続着手の考え方」に基づき、それぞれ、次のとおりである。

1 C（借受者）及びZ（連帯保証人）について

(1) 裁判着手の要件への適合状況

ア 滞納額について

100万8,000円（平成19～23年度返還分の全額）

イ 督促・催告の実施状況について

新たに滞納となった平成23年度返還分は最終催告と併せて督促しており、それ以外についても、平成19～21年度返還分は、最終催告を含め6回又は7回、平成22年度返還分は最終催告を含め2回、催告を実施した。

なお、最終催告書については、平成24年11月1日に借受者及び連帯保証人の両名に配達証明で送付したが、納入指定期限経過後も、納入が確認できていない。

ウ 資力の有無について

a 借受者について

資力調査において、資力がないことが明らかでないため、資力があるものと推定する。

b 連帯保証人について

資力調査の結果、資力があると推定する。

(2) 裁判手続の相手方の確認について

借受者と連帯保証人の両名とする。

【理由】

連帯保証人に対して、借受者に直接催告等をするとは何度も説明しているが、人権上の配慮を要するとの具体的な申し出はなかった。既に2度にわたり直接催告書を送付しているが、借受者からの反応もなく、納入も確認できていない。

(3) 裁判手続の手法について

連帯保証人は、これまで訴訟で争う意思を度々示しており、また、借受者からも返還についての意思表示が示されていないため、民事調停が成立する見込みが乏しいことから、民事訴訟が妥当であると考える。

※ 上記「1(1)イ 督促・催告の実施状況について」の催告回数について、監理委員会審議時には、「平成19～21年度返還分は、最終催告を含め7回又は8回、平成22年度返還分は最終催告を含め3回」としておりましたが、誤っていましたが、上記の様に訂正しております。